

地域・中小企業の現場からみた“規制改革”

ビズデザイン株式会社 木村乃

1. 現場では、“規制改革”が何なのかすらよくわからない

- 特に会社組織の場合、現場で「してはいけない」、「できない」と言われている従業員にとって、それが 何を根拠にした“規制”であるかまでは考えない(考える必要もない)。
- 法令制度それ自体による“規制”なのか、法制制度運用による“規制”なのか、現場では必ずしも理解されていない。漠然と「もっと柔軟に対応できないのか!」、「もっと簡素化できないのか!」といった声として現れるにとどまっている。
- 規制だけでなく、現場の実情に合わない内容の修正を求める声もある。
- 内閣府による規制改革の取組があることがほとんど知られていない(あるいは 自らに関係のあるものとして受け止められていない)。
- 法令制度による“規制”であれば仕方がないと捉え方が多い。また、法令制度運用によって“規制”されてしまえば、それに従わざるを得ないと認識が多い。日常の忙しい業務の中では時間をかけて論争している余裕はない。
- きわめて強いチャレンジ精神をもち、現状を打破しようとするパワーをもつ、あるいは革新的なソーシャルデザインを構想している一部の個人事業主、経営者、企業だけが、“規制”を疑問視し、改革を求める行動に出る。

2. 現場の声の紹介(法令制度によるものなのか、現場運用によるものなのかは不明)

(現場における誤解もあるが、こうした事案で悩んでいる事業者等がいるのも現実である以上、対応が求められる)

(1) 旅行、観光関係の規制課題

- 地域主導で着地型ツアーを造成する場合、いくつも市町村を跨いだツアーを考えることはほぼないので、旅行業取得の為に全国の交通事情や地理的な知識を必要とする免許取得条件は適切ではない。それよりも、地域の歴史や特色・文化を深く理解することを優先した免許取得条件とするのがよい。(第三種旅行事業者)
- いわゆるニューツーリズムを促進するには、旅行業関係者以外の専門知識を持った事業者や個人が主体的に関わる必要がある。2012年に地域限定旅行業が新たに設置されたが、個人や一般企業、NPO法人、任意団体でも着地型ツアーを行えるよう、さらなる緩和が必要ではないか。(第三種旅行事業者)
- 地域主導の着地型観光の活性化においては、隣接しない近隣市町村を周遊圏に含んだ日帰り旅行のニーズが高い。当該市町村限定の第3種と国内旅行ができる第2種の間に第2.5種レベルの免許資格が必要ではないか。(第三種旅行事業者)
- 部屋の貸し借りで宿泊対応する AIRBNB(エアビーエンプー)が障壁を低く、公的に認知されたものとして実施できるような法令制度措置が必要ではないか。(第三種旅行事業者)

- 商業目的での乗合バスなどの有償輸送(商店街等で運行している名目上寄付金としているものも含む)は白タク行為に近く、安全も担保されていないため横行してはまずいと思うが、イベント会場への送迎などの短期で且つ近距離のものは、実費負担として利用者に負担してもらうのは旅客輸送の法律(道路運送業法)を緩和してもよいのではないかと思う。(タクシー会社経営者)

(2) 酒販、酒税関係

- 商工会議所、商工会等が通販ショップを運営している場合、出店者の酒類販売にあたって、商工会議所、商工会等が酒類販売免許の取得をしなければならず、地域商店の支援が困難となっている。公益団体による同種事案についての特例緩和があってもよいのではないか。(地域経済団体)
- 古くから濁酒づくりが盛んな地域だが、酒税法があつて自家用でも作れない。自家製醤油の製造もできない。地域の文化、ブランドとして製造販売できるよう規制緩和してほしい。(地域活性化 NPO)

(3) 都市計画(土地利用)・農地関係

- 農地転用(一時的も含む)のプロセスが煩雑過ぎる。映画のロケ支援に際して、遊休農地にロケセットを建てたいとオーダーを出しが、農地転用に引っ掛かる、農業委員会での審議が必要という理由で認められなかった。(フィルムコミッション)
- Uターン、Iターンを促す取り組みをしているが、都市計画規制により住宅建設ができない、耕作放棄地の宅地転用ができない(厳しい)などはハードルが高すぎる。(地域活性化 NPO)
- Uターン、Iターン者が農業に新規参入しようとする場合の農地取得のハードルが高すぎる。家庭菜園用に農地を買おうと思っても、簡単には買えない。(地域活性化 NPO)
- ジビエブームに対応して獣肉を流通させるためには、と殺免許をもつ処理場で行わねばならないようだが、猟場で生け捕りにして、処理場でと殺するというのは非現実的である。山で鉄砲で仕留めた獲物では売り物にできないというのは不合理である。「またぎ」を生業文化としてどう守ればよいのか。(地域活性化 NPO)

(4) イベント出店関係

- 道路占用許可の条件を緩和してほしい。警察署によって対応の仕方が異なるように感じられる。(地域活性化 NPO)
- イベント開催時における臨時出店の際の仮設プレハブの建築確認申請を省略できないか。(地域活性化 NPO)
- イベント飲食で露店や臨時の営業許可が県内限定となっており、隣接県での大規模なイベントに出店しにくい。(地域活性化 NPO)

(5) 保健衛生関係

- (都心から地方に I ターン起業した個人事業主のパン屋さんの例)顧客からの要望があるにもかかわらずサンドイッチの販売ができない。「サンドイッチの具材を作るためには別のキッチンを作ってください」と保健所から指導されている。資本力のない個人事業主には無理なこと。(パン製造販売)
- 東京では検便検査は開業時に一回だったが、〇〇(某県某市)では半年に一回行わなければならない。

忙しい中頻度が多すぎる。(パン製造販売)

(6)雇用関係

- シルバー人材センターの事業は、高齢者雇用安定法 42 条で「臨時・短期・軽易な業務」(「臨短軽」と規定されている。短期でなく、継続的な仕事であっても、複数の高齢者がシェアし合えば、シルバー人材センター会員が法に触れる虞を感じることなく就業できる。(シルバー人材センター)
- シルバー人材センターは、本来、雇用によらない就業機会の提供を行うのが原則である。労働者派遣事業も厚労大臣に届け出でできる仕組みだが、実態は雇用に近い就業もある。職業安定法 44 条の労働者供給事業は、労働組合しか認められていないが、シルバー人材センターにも派遣ではなく、労働者供給事業ができる指定をしてもらいたい。(シルバー人材センター)

(7)公務員制度関係

- 地方では農業に一定期間従事することで農業政策が充実する可能性がある。公務員の職務専念義務、兼業禁止規定の緩和を望みたい。(地域活性化 NPO)

(8)その他 (規制改革事案ではないとみられるが、地域活性化の重要事案ではある)

- 国による補助事業、入札案件へのエントリーを諦める人が少なくない。官僚言葉の作文は一般人には相当高いハードルである。
- 単年度事業が多いので、採択から事業報告までの期間が短すぎる場合が多い。これでは報告書づくりのための事業にしかない。
- 精算払いの事業が多く、運営資金調達が困難である。手持ち資金がなければエントリーすらできない。

3. 現場の声を広く、深く調査することの必要性

- 「緩和してほしい規制はないか」という問いかけではなく、「どんなことをやりたいか」という問いかけからのアプローチが必要。
- 地域社会での「しごとづくり」を促すためには、事業アイデアを創発する仕掛け必要。複数の事業者がアイデアを出し合いながら事業化を模索する場を全国展開することが必要。
- こうした場で明らかとなった 規制(緩和)事案、法令制度改革事案を収集し、丁寧に対応していくプログラムが必要。(現状のような意見募集には限界がある)